

二つの県民歌 《秋田県民歌》《県民の歌》制定の背景 (1)

— 郷土教育の隆盛と 《秋田県民歌》 —

佐 川 馨

The Background behind the Establishment of the Two Prefectural Songs of “Akita Kenminka”(Song of the People of Akita Prefecture) and “Kenmin no Uta”(Song of the People of the Prefecture) (Part 1):

The Rise of Education in the Local Area vs the Song of the People of Akita Prefecture

Kaoru SAGAWA

This paper takes up the two songs of the Prefecture—“Song of the People of Akita Prefecture” and “Song of the People of the Prefecture”—and aims, in its first part, to deal with the history leading up to the establishment of the 80-year-old “Song of the People of Akita Prefecture” in the backdrop of the first half of the Showa Era (1926-1989), in an effort to clarify the relationship between the establishment of the prefectural songs and the development of education in the local area. The following is a summary of the results of this research.

1. Between the time that words for the prefectural songs were elicited from the public for entry into competition and the time that decisions on the selection and establishment of the songs were made, there was only a short span of time, which was a rare case as a project by a municipality.
2. Tokyo Music School, which was entrusted with the composition of the music for the songs, spent only 9 days from the receipt of the request to the selection and revision of words, to the composition of music and to the dispatch of its products.
3. The words selected for the songs shared common features in that they all incorporated the nature, the industry and the history, along with the various achievements by forerunners in the area—which has traces of influence from “songs of geography and history.”
4. The governor of the prefecture at the time of the establishment of the prefectural songs was Hiroki Hiekata, whose previous job was the head of the Department of Internal Affairs at Kanagawa Prefectural Government and from this fact it is very likely that he arranged the establishment of the prefectural songs for Akita modeling after his pilot project of establishing a prefectural song for Kanagawa Prefecture.
5. The local education in Akita Prefecture in the early years of the Showa Era owes a great deal to Michitoshi Odauchi, a native of Akita City, to say nothing of the prefecture’s pioneer efforts of various kinds and thus, the “Song of the People of Akita Prefecture” was born out of the prefecture’s policies toward education and enlightenment of its people as well as the successful development of education in the local community.

Key words : Akita Kenminka (Song of the People of Akita Prefecture) Kenmin no Uta (Song of the People of the Prefecture) Local Education Michitoshi Odauchi

1. はじめに

《秋田県民歌》が昭和5(1930)年10月30日に制定されてから昨年(2010)で制定80周年を迎えた。「秀麗無比なる鳥海山よ 狂瀾吼え立つ男鹿半島よー」と始まる倉田政嗣(1894-1932)による四節からなる格調高い歌詞と、成田為三(1893-1945)の手による荘重な旋律は、

歌う者、聴く者の心を離さず、作られてから80年を経た今なお、多くの秋田県民が世代を越えて愛唱する名曲である。

日本の県民歌では、「信濃の国は十州に 境連ぬる国にして」と始まる長野県民歌が、県民の認知度や愛唱される機会が多いものとして知られている。この《信濃の

国¹は、明治32(1899)年に長野師範学校の教師であった浅井冽(1849-1938)が作詞し、翌年、音楽教諭の北村季晴(1871-1931)が作曲したものである。本来は師範学校の行事のために作られたものであったのだが、師範学校の卒業生が県内各校へ赴任することに伴い、広まっていったとされている²。

正式な県民歌としては昭和22(1947)年に新憲法施行を記念して作られた《長野県民歌》(北村隆夫作詞、前田孝作曲)が制定されるが、県下の学校における普及活動にもかかわらず浸透しきれなかった。その後、県民に長く歌い継がれ、事実上の県民歌的存在であった《信濃の国》が昭和43(1968)年5月20日に県歌として制定された³。

日本の多くの県民歌や市町村歌は、《長野県民歌》《信濃の国》のように第二次大戦後から40年代にかけて制定されたものが大半である⁴。その中であって、秋田県民歌の制定年は突出して早く「昭和5年」である。なぜその時期に県民歌を作らなければならなかったのだろうか。本論で明らかにしたい問題の一つである。

県民歌、市町村歌の制定年代が古いものとしては、明治43(1910)年に制定された《名古屋市歌》、同年制定で森林太郎(鷗外)作詞、南能衛作曲の《横浜市歌》、44(1911)年に制定された岡野貞一作曲の滋賀県《坂田郡歌》、同じく芳賀矢一作詞、島崎赤太郎作曲の北海道《小樽区歌》、大正5(1916)年に制定された楠美恩三郎作曲の《静岡市歌》、同じく高田耕甫作詞、山田耕筰作曲の《東京市歌》、そして秋田県と同じ昭和5(1930)年に制定された石井克昌作詞、船橋栄吉作曲の神奈川県《我が縣の歌》などがある⁵。

しかし長野県のように、正式に制定されたものが県民に愛唱されなかったり、歌詞の内容や曲の雰囲気や時代にそぐわないなどの理由で歌われなくなったり、周年行事の記念として新しいものに作り直されたりする例は多く、秋田県のように戦前に制定された県民歌や市町村歌が未だに歌われている例は他には見られないことである。

たとえば秋田市では、昭和3(1928)年11月13日、井上広居市長当時に土井晩翠作詞、山田耕筰作曲の《秋田市民歌》(戊辰の昔勤王のあとに矢留の花ざくら)を制定しているが、その後24(1949)年には市制六十周年を記念して歌詞を公募し、花岡としみの作詞に露木次男が作曲した市民歌を制定している(太平の緑の起伏

千秋の桜は薫る)。市長は児玉政介である。28(1953)年の武埴祐吉市長当時には大木惇夫作詞、深井史郎作曲のもの、35(1960)年の川口大助市長当時には秋田市民のうた委員会の作詞作曲で《秋田市民のうた》、そして54(1979)年には《秋田市記念市民歌(市制90周年記念)》

と、五つもの市民歌を作り直している⁶。

このように県民歌や市町村歌は、周年行事や地域の発展、変容に合わせて作り直されるのが普通である。また近年では、市町村合併により失われた歌も多いだろう。

校歌と同様に市や県への帰属意識や連帯感を高めたり、あるいは自治体のシンボルとして広報的な意味合いを持たせたりすることを考えれば致し方ないことなのかもしれない。そのような状況から捉えても、《秋田県民歌》が80年の歳月を越えて今なお歌い継がれていることは、そのこと自体に大きな価値があることといえよう。

《秋田県民歌》も第二次大戦後には、アメリカの占領政策の一環として歌うことを禁止され、その後一時途絶えていたことがある。軍国主義、超国家主義、神道教義に関わる教育内容の削除修正が求められる中で⁷、三番の歌詞が問題視されたのである⁸。

そのため昭和34(1959)年には、大久保笑子作詞、菅原良昭作曲の《県民の歌》が新しく作られた。

秋田大学教授の小野崎晋三は、このことについて県の広報誌「あきた」の昭和39(1964)年1月号における『『秋田県民歌』の復活を希望する』という題の随想で「旋律や伴奏の優美なこと、作曲技法の優れたことなどまさに名曲」と絶賛した上で、「『県民の歌』が作曲され、一般に歌われているが、これは県民歌になったのではなく、二本立てなので…中略…県民歌の復活を望み、諸会合や、教育の場でも歌われることを望んでやまない」と述べている。県民のための新しい歌が作られたとはいえ、《秋田県民歌》に対する思いは断ちがたく、「二本立て」という小野崎の主張は彼一人のものではなく、県内音楽関係者の多くの者の思いを代弁したものであったのだろう。

《秋田県民歌》が、現在のように歌われ認知度が再び高まるのは、明治百年を記念して昭和43(1968)年に作られた石井歆作曲の《大いなる秋田》に組み込まれたことが契機となる。しかし、《大いなる秋田》で復活したことによって、県民の若い世代は《大いなる秋田》の一部として覚えてしまい、県民歌と認知していない例も少なくない⁹。

《大いなる秋田》の詳細については第2報で触れるが、まずは《秋田県民歌》について、制定に至るまでの経緯を再確認する必要があるだろう。《秋田県民歌》は、冒頭で述べたように「多くの秋田県民が世代を越えて愛唱する名曲」であるからこそ、制定80年を迎えた現在、どのようにして作られたのかを再確認しなくてはならない。

この第1報では、《秋田県民歌》について、制定に至るまでの経緯とその背景にある昭和前期という時代、そして県民歌制定と学校教育のかかわりを明らかにし

たい。

2. 歌詞募集から制定まで

《秋田県民歌》の歌詞募集から制定までの期間は極めて短く、自治体の事業としては特異な例と考えられる。ここでは歌詞募集から制定までの経緯について、あえて各項に日付を示すこととする。

2.1 県民歌の歌詞募集 (8/15) から審査会 (9/27) まで

秋田県は、昭和5 (1930) 年8月15日付の県報第370号において、教育勅語渙発四十周年記念のための県民歌の歌詞募集について次のように広告した¹⁰。

現下の世相に鑑み県自治の振興を期し国力の伸長を図らんとせば必ずや自治体公民たるの自覚と責任以て事にあたるの熱誠なかるべからず本県茲に見るあり一は以て県民の自覚を促し熱烈なる愛郷心を發揮せしめ以て県民意識を旺盛ならしむると共に天恵厚く人心醇朴稀に見る県民性の特色を發揮することにより政治、産業、教育各般に渉る一大進展を期し一は以て老幼相集ひ男女相和し百萬県民の心情一体渾然融和し生活和楽の相を現出せしめ以て縣民一大發奮の原動力たらしめんとして茲に県民歌を制定せんとす而して右県民歌は県民熱誠の迸なるを以て一層意義深きものと認め公募する所以なれば県民諸氏その居住の県の内外を問はず揮って応募あらんことを望む

記

- 一、歌詞中には左記の内容を具備すること
 - (イ) 郷土愛の高調
 - (ロ) 県民の意気の鼓舞発揚
 - (ハ) 県民意識の強調
- 二、募集締切期日
昭和五年九月十日
- 三、応募歌詞は一人一種とし半紙罫紙に認め書留便を以て秋田県学務課宛て送付のこと
- 四、応募歌詞は県に於て囑託したる審査員の審査に附し優良と認めたるものに対し左記の通賞金を贈呈す
(但し歌詞は審査員に於て訂正することあるべし)
 - 一等 一人賞金 参拾円
 - 二等 一人賞金 弐拾円
 - 三等 一人賞金 拾円
- 五、当選者は県報を以て発表す
- 六、応募歌詞の版權は秋田県に属するものとす
- 七、其の他詳細は学務課につき承合すること

歌詞募集の広告から締め切りまでは一カ月に満たない状況であったが、これに対し県内の小学校教員を主とした41名が応募し、県では9月27日に第1回の審査会を開いた。審査員は和田喜八郎秋田師範校長をはじめ、木暮女子師範校長、大山秋田中学校教諭、中川、伊藤秋田師範教諭、堀口社会教育主事らであった¹¹。

選考の結果、一等の該当は無く、二等に南秋田郡土崎港町の高橋朗生、三等一席に由利郡平沢公民学校の佐藤

徳十郎、同二席に仙北郡横沢村の倉田正嗣、佳作に北秋田郡花岡尋常高等小学校¹²、佳作二席に仙北郡横沢村の鈴木正之が選ばれた¹³。応募歌詞は次のとおりである。

二等

南秋田郡土崎港町 高橋 朗生

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一、
あ、鳥海の黎明に
若き秋田は明けそめぬ
男鹿半島の豪壮や
夕日映ゆる八郎湖
十和田 田澤の幽邃に
思ひ正して額づけば
徳彌高き両大人の
心に通ふ心あり
吾等！吾等！
秀麗の国に生を受け
称へんかな 美はし郷土
造らんかな 誉の人を | 二、
あ、見晴かす山々に
亭々として美林あり
地に豊穡の波打てば
底ひに眞金 銅や
油層湧いて果てもなく
三河洋々流れては
海に胡砂吹く彼岸まで
巨萬の富を秘めたり
吾等！吾等！
恵の国に生を受け
開かんかな 無限の宝庫を
築かんかな 栄えの国を |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

三等

由利郡平沢公民学校 佐藤徳十郎

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一、
野良には實る黄金の穂
海には尽きぬ魚の群
深山の寶限りなく
物豊かなる秋田縣
生業勤しむわが腕に
天地の富は溢れなむ
三、
明るき心のある所
正しき力集まりて
旭日の如き縣の自治
希望に燃ゆる秋田縣
身ぬちに漲る強き火に
吾らの意気を示しなむ | 二、
正義と愛に燃え出でし
故人の垂示明らけく
皇軍の勲功と
歴史輝く秋田縣
学びの道にいそしまば
名誉の歴史絶えざらん
四、
共に栄えなむ吾々の
使命は重しげにやげに
倦まず撓まず諸共に
つとめんいざや縣民よ
わが美しき縣永久に
理想の郷に進めなむ |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

三等

仙北郡横沢村 倉田 政嗣

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一、
秀麗気高き鳥海の嶺
狂瀾吼え立つ男鹿の島山
神秘の十和田は田澤と共に
世界に名を得し誇りの湖水
山川皆これ詩の国秋田
三、
篤胤信淵巨人の遺訓
久遠に輝く北斗と仰ぎ
錦旗を護りし戊辰の光栄は
矢留城頭花とぞ薫る
歴史は尊し誉の秋田 | 二、
廻らす山脈靈氣罩めて
斧鉞も入らざる千古の美林
地下なる鉱脈無限の寶庫
見渡す広野は渺茫霞み
黄金と實りて豊けき秋田
四、
民俗勝りて質実剛毅
正義と自治との啓示を体し
人材遍く育みなして
至純の郷土を築かん我等
燦たる理想に燃え立つ秋田 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

佳作

北秋田郡花岡尋常高等小学校

- 一、雄物の流れよどみなく
鳥海の山秀でたり
日本海のしら浪に
寄せてくだくる男鹿の島
十和田湖神さびて
げに麗しく山河の
風光幸はふ我が秋田
- 二、古き歴史をたづぬれば
その名も高き秋田城
戊辰の昔勤王の
み旗をあげしあところ
仰げば高し彌高の
平田佐藤の二柱
うみしはここぞ我が秋田
- 三、稲田にみつる八束穂の
ゆたけきみのりたのもしく
緑色こき太杉の
並ぶしげりの美しさ
握とる鑛の限りなく
油は湧きてゆたかにも
天産つきぬ我が秋田
- 四、日出づる国の東北に
山と聳えて美しく
河と流れて清らかに
剛健の意気清廉の
情(ココロ)をもてる県民か
創造る文化の輝を
ああここに実見む我が秋田

佳作

仙北郡横沢村 鈴木正之

- 一、霞に青き鳥海を
鎮めと仰ぐ暮暮の
黄金波打つ国原は
我が百萬の住む処
- 二、御物の川の水長く
土潤ほひて豊なる
穰りの幸を悦びて
我が身も人も栄つつ
- 三、巖にしぶく荒磯や
山に堪へし瑠璃の湖
自然のたくみ極まりて
げに秀麗の影宿す
- 四、外によろへる群山を
大義の楯と雄々しくも
護り立てたる北強の
血塩は此所に躍りけり
- 五、見よや群立つ若杉の
みどりに映る旭の色に
理想の天地拓くべき
我等が命こもるなり
- 六、四海に揚げて彌高き
祖先のいさほしのびては
暁のみ空の焼雲と
望むは高く燃ゆるなり

これらの入選した歌詞には、自然、産業、歴史や先人の功績を盛り込むという共通性がみられる。応募歌詞の審査にあたった和田喜八郎秋田師範校長は、国に先駆けて郷土教育を積極的に推進したことで知られており、秋田師範で学んだ県内の多くの小学校教員は、師範学校時代に郷土教育の積極的な取り組みの中で学んできたことであろう。応募者の多くが小学校教員であったということからも、師範学校時代の教育や教材等から影響を受けたことは想像に難くない¹⁴。

また、歌詞には、日清戦争後の学校教育において学ぶことを奨励された「地理歴史唱歌」の影響もみられる。地理歴史唱歌は秋田県においても明治33(1900)年12月に『新撰秋田県地理唱歌』、翌34(1901)年4月に『新撰秋田県歴史唱歌』が、いずれも横手市の大沢鮮進堂から刊行されている¹⁵。33年5月には大和田建樹作詞の『鉄道唱歌第一集(東海道編)』が日本全国で大流行しており、

歌詞も旋律もその影響を受けて作られたものであろう。

『新撰秋田県地理唱歌』の歌詞は、「一、山うるわしく水清き これの秋田の県内は 月、雪、花の名所ども かぞえもつきず数多し」で始まり、「一〇、手形の山に墓はあり 八橋の村に社あり いとも尊き大御霊 いざや詣でて拝ままし」「五六、銀いでて名の高き 院内山は此の郡ぞ 世に珍しき器械ども 暫立ち寄り見て行かん」など、名所や産業が歌われている。また、『新撰秋田県歴史唱歌』の歌詞は「篤胤ハ国学ヲ研究シ、大ニ尊王愛国ノ説ヲ唱エタリ、著書数十部アレドモ、皆ソノ意ヲ説ケルナリ。明治十四年朝廷ヨリ正四位ヲ贈ラレヌ。皇国の為に雲となり あるは雨とも降りしきて 尽さんとせし心こそ いと貴くも仰がるれ」など、秋田県の歴史や所縁の人物を讃えるものとなっている。



秋田県地理唱歌
神山末吉作曲

一、山うるわしく水清き
これの秋田の県内は
月、雪、花の名所ども
かぞえもつきず数多し

二、稲田にみつる八束穂の
ゆたけきみのりたのもしく
緑色こき太杉の
並ぶしげりの美しさ

三、雄物の流れよどみなく
鳥海の山秀でたり
日本海のしら浪に
寄せてくだくる男鹿の島

四、日出づる国の東北に
山と聳えて美しく
河と流れて清らかに
剛健の意気清廉の
情(ココロ)をもてる県民か
創造る文化の輝を
ああここに実見む我が秋田



新撰秋田県歴史唱歌
(ト調 二拍子) 神山末吉作曲

一、篤胤ハ国学ヲ研究シ、
大ニ尊王愛国ノ説ヲ唱エタリ、
著書数十部アレドモ、
皆ソノ意ヲ説ケルナリ。

二、明治十四年朝廷ヨリ
正四位ヲ贈ラレヌ。
皇国の為に雲となり
あるは雨とも降りしきて
尽さんとせし心こそ
いと貴くも仰がるれ

これらが師範教育や小学校教育で具体的にどのような用いられたかは明らかではないが、当時、鉄道唱歌が全国的に流行し、相次いで続編が作られたことから推察すれば、秋田県の地理唱歌、歴史唱歌についてもある程度の流行は見られただろう。

なお、『新撰秋田県地理唱歌』の作歌は小泉秀之助と細谷則理、『新撰秋田県歴史唱歌』の作歌は羽生集枝と細谷則理である。このうち、小泉は明治27年に秋田師範学校卒業、細谷は横手中学教員、作曲の半田左武郎と神山末吉は秋田師範の教員である。

2.2 東京音楽学校への作曲依頼 (10/7)

県は5(1930)年10月7日付の文書で、当時の秋田県知事樺方弘毅が東京音楽学校長乗杉嘉壽宛に佳作以上の五編を選んで送付し、歌詞訂正及び作曲の委嘱をした。その際、添付した募集趣意書に基づき、県の選定にかかわらず歌詞の選択及び修正をしてよいこと、また10月30日には発表したいために急いで欲しいこと、謝礼を含む経費は150円とするものの三点を申し添えている¹⁶。

東京音楽学校の作曲委託関係書類¹⁷では、10月8日に文書受理及び決済をして、同16日には送付した旨の記載が見られる。したがって、8日の文書受理からわずか9日間で歌詞の選択および修正、作曲から発送までを済ませたことになる。また、同関係書類では《秋田県民歌》の作曲者は片山穎太郎(1894-1975)となっており¹⁸、東京音楽学校では当初、片山に担当させる原案もあったのではないかと考えられる。しかし、片山は9月に愛知県岡崎師範学校校歌、北海道町立網走高等女学校校歌、10月には立命館大学学生歌、名古屋市中ノ町尋常高等小学校校歌と多忙を極めていたため¹⁹、秋田県出身者の成田に白羽の矢が立ったのではなかろうか。

《秋田県民歌》にかかわる先行研究では、作曲は小松耕輔(1884-1966)を予定していたが、急きょ成田為三となった旨の記述をしているものもみられる²⁰。小松は当時の日本の楽壇の指導的存在であり、多忙を極めてい

たことは容易に推察される。指定された期限までは8日間しかなく、高野辰之が歌詞の選択・修正をする時間も必要であろうし、小松といえども数日で仕上げることは容易ではなかっただろう。そのような状況の中で、筆が速いことで定評のあった成田にという小松からの推薦があった可能性も否定できない。

一方、倉田の歌詞が佳作にもかかわらず高野によって選ばれた理由は何であろうか。秋田県民歌が「格調高く荘重であるといわれる」理由について、藤原国見は歌詞が漢文調であることと、西條八十(1892-1972)が作詞上の技法用語としている「字足」の基本形が「四四四三」で構成されていることを挙げている²¹。倉田以外の応募者の詞はすべて七五調であり、高野が倉田の「四四四三」に何らかの魅力を感じたのであろう。

2.3 県民歌決定の広報 (10/24)

時間的な余裕が無かったためか、県民歌の決定は県報では広告されず、10月24日付の秋田魁新報において、歌詞が決定したこと、成田為三の作曲によって県民歌が完成したこと、学務課から市町村小中学校及び各種団体に楽譜が配布されて集会のたびに歌うこととなったことが記載されている²²。

この記事では修正後の歌詞と伴奏付楽譜が掲載されているが、作曲者成田の名前は見られるものの、作詞者の倉田正嗣の名前も歌詞修正の高野辰之の名前も見られな

秋田縣民歌

秋田為三作曲

秀麗無比なる鳥海山よ、
 狂瀾吼え立つ男鹿半島よ、
 神祕の十和田は田澤と共に、
 世界に名を得し詩の湖水、
 山水皆これ詩の國秋田。

廻らす山嶺をこめて、
 斧の音響かぬ千古の美林、
 地下なる鑛脈無限の寶庫、
 見渡す廣野は渺茫霞み、
 黄金と實りて豊けき秋田。

篤胤信濃巨人の魂、
 久遠に輝く北斗と高く、
 錦旗を誇りし皮辰の衆は、
 矢留の城頭花とぞ薫る、
 歴史はかくはし譽の秋田。

民俗勝れて實實剛毅、
 正義と自治とのさとしを體し、
 人材遍く青みなして、
 燦たる理想に燃え起つ我等、
 至純の郷土と拓かん秋田。

作詞 倉田正嗣
 文學博士 高野辰之修正

(制定当時、県内の学校等に配布された楽譜)

い。各学校等に配布された学務課発行の楽譜では、高野の名前は「文学博士 高野辰之修正」と印刷されているが、ここでも倉田の名前は抜け落ちており、後に手書きで加えられている。

県が国文学の権威である高野の修正による歌詞であることを前面に出したいという意向を持っていたためとも考えられるが、時間が無い中で取り組んだことによる人為的ミスという可能性も否定できないだろう。

2.4 県民歌の発表 (10/30)

県民歌の発表は10月30日13時20分から、秋田県記念館において教育勅語発四十周年記念式典として挙行された。式は松岡学務部長の挙式の辞に始まり、君が代奉唱、稗方知事の勅語奉読及び式辞朗読、そして出来上がったばかりの県民歌の合唱、万歳三唱、学務部長閉式の辞の順で進められた。出席者は稗方知事、井上秋田市長のほか師範学校生を含めて300名であった²³。

式典の挙行にあたり、県から市長宛ての案内が出されているが、発送日は10月23日付である²⁴。また、県の職員に対しては、27日と29日の12時30分から県民歌の練習をするため県会議事堂に集まるよう通達を出している²⁵。

以上が県民歌の歌詞募集から決定、発表までの経緯であるが、これらの状況を見れば、県側が時間的余裕が無い中、いかに拙速な対応をしたのかが分かる。では、なぜそのような取組をしなければならなかったのだろうか。

その背景には全国的にも先進的な取り組みをしていた郷土教育の存在がある。次項では、県民歌と郷土教育のかかりについて、昭和前期という時代背景とともに考察したい。

3 郷土教育の隆盛と《秋田県民歌》

3.1 昭和前期の国民教化政策

《秋田県民歌》が作られた昭和初期は、第一次大戦後の不況から立ち直る間もなく、2(1927)年の恐慌による銀行の倒産、4(1929)年10月のニューヨーク株式市場の大暴落に端を発した世界恐慌が相次いで起こり、日本全土が経済的に大きく混乱していた時期である。

秋田県においても基幹産業の一つである木材業が大きな打撃を受けた。秋田杉の卸売価格が昭和元年から5年12月までの間に約6割まで下落し、元年に404を数えた製材工場が5年には284まで減少し、その結果、従業員数も8割まで削減されたのである。

一方、農村の窮乏はもっと激しく、5年の米価は元年時の7割、翌6年6月時点では5割まで下落している²⁶。さらに、昭和初年から続いた冷害と凶作は、農村に深刻な生活苦をもたらし、困窮した農家は子女を酌婦、娼妓、

芸妓へと身売りした。身売りは明治期から見られたことであるが、秋田県では大正、昭和と増え続け、9年の大凶作後は著しく増加したのである²⁷。

このような状況の中、政府は大正10年代から取り組んできた、国民に対する教化活動を一層推進するために、昭和4(1929)年9月から翌年にかけて国体観念明徴化、国民精神作興、国民生活改善のための教化総動員運動を展開した²⁸。

この時期、秋田県においても様々な教化運動が展開される。2(1927)年には、男女青年団体の振興が地方の開発と国運の進展をもたらすとして男子青年団が、翌3(1928)年には秋田県連合女子青年団が結成された。また、同年10月の訓令第73号では市町村役場や学校に対し、11月10日の即位大礼にあたり、学校長らによる教育勅語の奉読、勅語奉答歌の合唱を促す旨の通達がなされた。さらに翌年4月には教化団体加盟促進のための「社会教化事業ニ関スル件」が通達され、10月には精神作興推進策の一つとして篤行者、精神作興実施者、不況経済克服功績者の調査、市町村教化総動員の実施奨励がなされた²⁹。

5(1930)年に入り、1月には「市町村教化ニ関スル機関ノ設置」が通牒され、教化組織が急速に発展していった³⁰。また、8月5日付の『秋田県報』第367号では、7月22日に行われた市町村長会議の要望を踏まえた通牒「勅語発四十周年記念事業ニ関スル件」において教育勅語奉読式の挙行、国家及び皇室を題材とする生徒児童の作品展覧会の開催、市町村歌の制定など、20からなる記念事業の参考例を示している。

さらに、10月3日付の『秋田県報』第384号では「教育ニ関スル勅語四十年記念ニ関スル件」として記念式を下記のように行うこと、また11月15日までに実施状況を報告することを求めている。

記念式ニ関スル件

- 一、学校ニ於テハ当日休業の上記念式ヲ挙行シ教育ニ関スル勅語奉読並右ニ関スル訓話ヲナスコト
男女青年団体、青年訓練所等ハ之ト合併ノ上挙行スル等適當ノ方法ヲ構スベシ
- 二、市町村ニ於テハ市町村長主催ノ下ニ所在地官民合同ノ記念式ヲ行ヒ又ハ当該市町村ノ学校ニ於ケル記念式ニ有志者ヲ參列セシムル等適當ナル方法ヲ講セラレ度シ

政府にとって、国民道徳の基本と教育の基本理念を示した教育勅語の四十周年は、国民教化を推進する絶好の機会となった。そして秋田県にとっても、不況下に疲弊する県民の意識を高揚させ、郷土愛を高めるための好機と捉えられたであろう。そのため、県は独自の事業として《秋田県民歌》を制定することとしたのである。

独自の事業として取り組んだ県民歌の制定が実現した背景には、政府が推進した国民教化の施策とともに当時の秋田県知事稗方弘毅の存在がある。稗方弘毅は、前任の菊池慎三知事の東京市助役転出に伴って5(1930)年6月7日に赴任しており、前職は神奈川県内務部長である³¹。

『東京音楽学校百年史』の「作曲依頼関係書類」によると、神奈川県は5(1930)年9月26日付で懸賞募集一等当選の石井克昌作詞《我が県の歌》を作曲依頼しており、船橋栄吉が作曲を担当している。秋田県に先駆けた神奈川の県民歌制定の取り組みは稗方も知っていたはずであり、稗方が同県の取り組みをモデルにして県民歌の歌詞募集等に取り組ませた可能性は高いと考えられる。

このように《秋田県民歌》が生まれる背景には、国民の思想を教化し、皇室を中心とした体制教化の取り組みを推進させるという政府と秋田県当局の取り組みがあったのである。そして学校教育においては、この取り組みと大きくつながり、当時、他県に先駆けて先進的に取り組んでいた郷土教育が県民歌の制定へと導くのである。

3.2 郷土教育の隆盛

郷土教育は、郷土の自然、生活、文化を教材とした教授、学習によって郷土愛を育て、さらには祖国愛をも育てようとする教育である³²。日本の学校教育においては、明治14(1881)年公布の「小学校教則綱領」において小学校地理科の教授要旨として郷土教育に関する規定が盛り込まれたことに始まるが、教育問題の一つとして考えられ始めたのは明治30年代に入ってからである³³。

明治36(1903)年には、小学校教授細目に地理と歴史・理科を包括的に取り扱う「尋常小学地理歴史理科」という名称の教科が設置された。その後、大正元年には「郷土科」として小学校教授細目に示され、第1・2学年では週1時間の直感教授、第3学年に週2時間の郷土地理の学習を行うこととなった。

昭和初期には、当時の社会的混迷状況の中、農村窮乏化の救済という意味合いから文部省が郷土教育を奨励し³⁵、労作教育、公民教育、生活綴方教育と並んで地方行政や初等教育、師範学校等、多方面で支持され展開された³⁶。

この当時の郷土教育において理論形成と教育実践の両面から指導的な役割を果たしたのが小田内通敏(1875-1954)である³⁷。小田内は秋田市出身で、文部省普通学務局嘱託、郷土教育連盟理事を務めるなど、行政と学問研究の両面から全国の郷土教育実践を支援した。秋田県では、疲弊した農村の救済のために積極的に郷土教育を推進した県当局に加え、小田内の度重なる指導が日本でも有数の郷土教育の隆盛をもたらしたのである。

《秋田県民歌》が生まれる昭和初期には、小田内の指導の下、秋田県の郷土教育はめまぐるしい展開を見せる。まず、3(1928)年5月、県教育大会において県知事から「小学校に於ける郷土教育に関し、特に留意すべき事項を問う」という諮問がなされた。それに対し県教育会では、教師、郷土教育施設、実施方法の三点を骨格とした20項目からなる次のような答申を行った³⁸。

一、教師の方面

- 1、史料、産業、経済等、其他地方文化に関係ある資料を毎に蒐集すること
- 2、郷土に関する諸統計図表の作製に勉むること
- 3、郷土誌の編集と郷土教育の趣旨宣伝
- 4、郷土地図の趣旨宣伝
- 5、郷土に関する生産消費関係を明らかにすること

二、郷土教育施設に関する方面

- 1、小学校内に郷土室を設置すること
- 2、郷土調査費の計上
- 3、町村勢一般に関する調書
- 4、郷土に関する教授細目を編成し他教科との関係を図り活用につとむること

三、郷土教育実施方法

- 1、教育方針及学級経営立案に際し其趣意徹底に勉むること
- 2、郷土講座を開設し郷土の実情を知らしむること
- 3、郷土偉人の崇拜と其顕彰につとむること
- 4、郷土展覧会を開催すること
- 5、郷土の職業に関する智識を授くること
- 6、郷土教育は初学年より実施すること
- 7、遠足及郊外教授を行い郷土意識を深刻ならしむること
- 8、校歌及町村歌の設定(傍線筆者)
- 9、郷土の記念物及動植物言語等の調査
- 10、郷土教育に関して実習時間を特設すること
- 11、愛郷観念の寛容に努力すること

「一、教師の方面」では、郷土の産業、経済、文化の資料収集や統計図表の作成、そして、それらをまとめた郷土誌の編纂について提示している。

「二、郷土教育施設に関する方面」では、小学校内に郷土室を設置し、郷土に関する教授細目の作成と教科間の連携・活用を求めている。この中で、郷土室の設置については、昭和5・6(1930・31)年に文部省から郷土研究施設費が交付されたことを契機に全国の師範学校で設置が進んだ³⁹のであり、この一例からも秋田県の郷土教育がいかに先進的な取り組みをしていたのかがわかる。

「三、郷土教育実施方法」では、学校の教育方針や学級経営案に郷土教育を盛り込むことを始め、各教科や特別活動等における具体的な実践方法について提示している。

この中で三の8「校歌及び町村歌の設定」が注目される。県として郷土教育の具体的な実施方法に「校歌及び町村歌」と示した以上、県民歌の制定をすることは率先垂範して取り組まなければならない事業となったことであろう。

続いて5(1930)年5月1日から3日には、奥羽六県北海道連合教育会が師範学校、県記念館を会場に開催された。そこでは、それまでの統計資料を用いた知的理解を重視した郷土教育が、農村の悲観的材料を強調する元となったのではないかという反省を踏まえ、農村の発展に寄与できるような郷土教育の在り方が討議された⁴⁰。

そして同年7月には、前述の3年5月の答申を受け、県学務課から「郷土教育実施法案」が示された。この「郷土教育実施法案」は、一般法案と各教科の具体法案で構成されており、一般法案は次のように示されている⁴¹。

一、教授の方面

1. 教授の郷土化

- (1) 郷土的生活に関連して理會させること
- (2) 郷土的材料は可成詳細に取扱い感銘を深くすること

2. 教弁物の郷土化

- (1) 教弁物はなるべく郷土からとること
- (2) 郷土誌の作製利用
- (3) 郷土資料を加味した教弁物を作ること
- (4) 郷土史年表の作製等

二、環境の方面

1. 郷土博物館の設備

- (1) 歴史、地理、理科其他各方面にわたる郷土材料の蒐集陳列
- (2) 特に郷土偉人の資料蒐集をなすこと
- (3) 参考図書其他の陳列

三、郷土愛の精神涵養

1. 郷土偉人祭の設定(命日祭日)

講演、談話、参拝等

2. 郷土愛護日の設定

- (1) 作業…寺社墓前等の洒掃
- (2) 郷土伝説、郷土の事実談等の蒐集説話

3. 郷土学芸会

各教科の具体法案についても郷土を教科の中心に据えることが求められた。この「郷土教育実施法案」は、県内郷土教育振興の指導指針としても示されたものであり、その後の秋田県の郷土教育の進み方に大きな影響を与えると同時に、秋田県における郷土教育の取り組みは一層の隆盛を見せるのである。

県ではさらに、同年10月、前述の小田内を招いて秋田、土崎など一市八郡の巡回視察と郷土教育講習会を9日間の日程で行った⁴²。その視察の報告として小田内は、外旭川小と旭川小(第二附属)の実践や横手小と毛馬内小

の郷土室の内容・運営を高く評価し、郷土教育連盟機関紙『郷土』に紹介している⁴³。

7(1932)年5月1日から3日には、女子師範学校において「郷土研究資料展覧会」が開催され、偉人室、歴史室などに総計418点もの資料が展示される⁴⁴など、「郷土教育実施法案」は更なる実践と郷土教育の隆盛へと導く。そして、11(1936)年には、その集大成としての『秋田県総合郷土研究』の刊行へとつながっていくのである。

このように、昭和初期の秋田県の郷土教育は、国を先駆けた県の取り組みに加えて、秋田市出身の小田内の存在が、その進展に拍車をかけたのである。そして、《秋田県民歌》は国民教化の諸施策、またその延長上にある郷土教育の充実、発展の中から生まれてきたのである。

4. おわりに

以上、本稿では二つの県民歌—《秋田県民歌》と《県民の歌》について、その第1報として制定80年を迎えた《秋田県民歌》の制定に至るまでの経緯とその背景にある昭和前期という時代、そして県民歌制定と学校教育のかかわりを明らかにしてきた。それらについて以下にまとめる。

1. 秋田県民歌の歌詞募集から制定までの期間は極めて短く、自治体の事業としては特異な例であった。
2. 作曲を依頼した東京音楽学校の文書受理からわずか9日間で歌詞の選択および修正、作曲から発送までが済んでいる。
3. 入選した歌詞には自然、産業、歴史や先人の功績を盛り込むという共通性が見られ、応募者の大半が小学校教員であったということからも、師範学校時代の教育や教材等の影響を受けた可能性が大きい。
4. 入選した歌詞には、日清戦争後に学校教育において学ぶことを奨励された「地理歴史唱歌」の影響が見られる。
5. 《秋田県民歌》が生まれる背景には、国民の思想を教化し、皇室を中心とした体制教化の取り組みを推進させるという政府と秋田県当局の取り組みがあった。
6. 県民歌制定当時の県知事、稗方弘毅の前職は神奈川県内務部長であり、稗方が秋田県に先駆けた神奈川の県民歌制定の取り組みをモデルにして県民歌の歌詞募集等に取り組ませた可能性がある。
7. 昭和初期の秋田県の郷土教育は、国を先駆けた県の取り組みに加えて、秋田市出身の小田内の存在があり、《秋田県民歌》は国民教化の諸施策、またその延長上にある郷土教育の隆盛の中から生まれてきた。

これらの中には、資料が乏しく、十分な裏付け、検証

二つの県民歌《秋田県民歌》《県民の歌》制定の背景 (1)

がなされていないものもある。今後さらなる探求をしていくことを課題としたい。

- 1 「信濃の国」については、浅井の前任者である依田弁之助のものもあるが、雅楽調の古めかしい曲であったため、あまり歌われなかったとされている。(市川健夫 (2000) 「唱歌『信濃の国』の制定と長野県民」『長野県立歴史研究紀要』6号, pp.2-3)
- 2 市川, 同書, p.2
- 3 市川, 同書, p.5
- 4 《東京都歌》(昭和22年), 《熊本県民の歌》(昭和35年), 《埼玉県歌》(昭和40年) など。
- 5 東京藝術大学百年史編集委員会 (2003) 「七 作曲依頼関係書類」『東京藝術大学百年史 東京音楽学校篇第2巻』音楽之友社, pp.962-1052
- 6 「秋田市の沿革・市章・市の木・市の花・市民歌」
(http://www.city.akita.akita.jp/benri/01annai/03_4.htm)
2010年11月15日
- 7 秋田県教育委員会編 (1986) 『秋田県教育史 第六巻 通史編二』秋田県教育史頒布会, pp.720-722
- 8 相馬高道「県民歌の時代4」『秋田魁新報』2010年10月29日, (28)面
- 9 筆者は授業で《秋田県民歌》を採り上げており、秋田県出身の学生は大半が「歌ったことがある」と答えるが、曲名については《大いなる秋田》と認識している例が多い。
- 10 『秋田県報』第370号, 1930年8月15日付, pp.1533-1534
- 11 「『県民歌』審査 県にて募集の」『秋田魁新報』1930年9月27日付朝刊
- 12 秋田県県報第386号では学校名のみ記載となっており、個人ではなく学校としての応募と考えられる
- 13 『秋田県報』第386号, 1930年10月10日付, pp.1843-1847
- 14 歌詞内容に当時の師範教育の影響が見られることは、魁新報社編集委員の相馬高道氏との会談から示唆を受けた。
- 15 大沢健 (1971) 「大沢先進堂発行の検定教科書について」『秋田県教育史研究』第6号, 秋田大学秋田県教育史研究会, pp.38-83
- 16 東京音楽学校作曲委託関係書類 (19121000566) 東京芸術大学所蔵資料
- 17 同上
- 18 東京藝術大学百年史編集委員会, 前掲書, p.989
- 19 東京藝術大学百年史編集委員会, 同書, pp.962-1052
- 20 藤原國見 (1997) 「『秋田県民歌』覚書」『秋田風土文学』第九号, 秋田風土文学会, p.28
- 21 藤原, 同書, pp.27-35
- 22 秋田魁新報「決定せる県民歌 作曲は成田為三氏」1930年10月24日付朝刊
- 23 秋田県教育委員会, 前掲書, pp.267-268
- 24 秋田県公文書館文書綴, 昭和5年関係
- 25 同上
- 26 田口勝一郎 (1983) 『秋田県の百年 県民百年史5』山川出版社, pp.180-184
- 27 田口, 同書, pp.189-196
- 28 文部省 (1972) 『学制百年史 (記述編)』 pp.609-610
- 29 秋田県教育委員会, 前掲書, p.260
- 30 秋田県教育委員会, 同書, p.261
- 31 無明舎出版 (1988) 『秋田県近代総合年表』 p.21
- 32 日本近代教育史編集委員会 (1971) 『日本近代教育史事典』平凡社, p.274
- 33 日本近代教育史編集委員会, 同書, p.317
- 34 日本近代教育史編集委員会, 同上
- 35 日本近代教育史編集委員会, 同書, p.274
- 36 外池 智 (2004) 『昭和初期における郷土教育の施策と実践に関する研究』NSK出版, p.8
- 37 外池, 同書, p.13
- 38 秋田県教育委員会編, 前掲書, pp.317-319
- 39 外池, 前掲書, p.331
- 40 外池, 同書, pp.332-333
- 41 秋田県教育会編 (1930) 「郷土教育実施法案」『秋田教育』第69号, pp.7-15
- 42 外池, 前掲書, p.337
- 43 秋田県教育委員会, 前掲書, p.319
- 44 外池, 前掲書, p.340